

## 記載例

様式第1号

## 介護保険 要介護・要支援認定申請書

転入を○で囲んでください。

(宛て先)宇都宮市長 次のとおり申請します。

申請年月日 令和〇年〇月〇日

被保険者 者 へ 認定 を受ける 人	個人番号							
	被保険者番号	0000123456						申請区分 ※該当に○ 新規・更新・変更・介護・転入 (要支援者の変更申請は介護申請に○)
	フリガナ	ウツノミヤ タロウ						生年月日 大昭20年10月10日
	氏名	宇都宮 太郎						年齢 満歳 性別 男・女
被保険者住所	〒 - 宇都宮市 旭1-1-5						電話番号 000-000-0000	
現在(前回)の要介護認定の結果等	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 認定有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日						※14日以内に他市町村から転入した者のみ記入 転出元自治体(市町村)名 (〇〇市) 現在 転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 はい・いいえ 「はい」の場合 申請日 令和 年 月 日	
変更申請の理由	※変更申請・介護申請の場合のみ記入						転出元自治体を記入してください。	
訪問調査先 (住所と異なるとき記入)	介護保険施設・医療機関等の名称(入院・入所している)						入院日: / 退院日: / 病棟 階	
	所在地 〒						電話番号 - -	
訪問調査予約連絡先	氏名 (続柄等) 電話番号 - -						希望連絡時間帯 (9時~16時) 午前 午後	
調査立ち会い	する・しない 立会人氏名 ( ) 続柄等 ( ) 連絡先 - -							
主治医	医療機関名 (診療科名)			(フルネーム・フリガナ) 主治医の氏名			最終受診 年月	
所在地	〒			電話番号 - -			令和 年 月	
提出代行者	名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)						医療保険証種別に○をつけてください
	所在	宇都宮市または法人名等を記入してください。						電話番号 - -
医療保険証種別等に○を付け、下記の情報を記入してください(国保・後期高齢・社保・生保(丸のみ))								
記号	番号	枝番	取得年月日	昭・平・令	年	月	日	
医療保険者名	医療保険者番号							
特定疾病名(40歳から64歳まで)							被保険者名(社保)	
同意について	①【情報提供】介護サービス被保険者(40歳から64歳)の方のみ、記入 は、要介護認定・要支援認定事業の適切な実施に向けた から地域包括支援センター、居宅サービス等、介護認定審査 した医師又は認定調査に従事した調査員に提示すること。 ②【更新申請の場合のみ】申請から30日以内に認定がさしかかる場合、現在の有効期間内であれば、認定延期通知を省略すること。						資格取得年月日または適用開始年月日を記入 ピスのために必要があるとき見、及び主治医意見書を、本市 保険施設、主治医意見書を記載してください。	
	窓口にこられた方の名前と続柄を記入してください。						代筆可 (代理人氏名 介護 花子 ) (本人との続柄 子 )	
使者	介護 花子 (続柄等 子 )							
※連絡事項等 「マイナンバー利用了承済み」 (受給資格証明書が無い場合)							※備考 ・資格者証手渡し ・被保険者証調査時回収	

こちらより下には、なにも記載しないでください。

## 《申請にあたっての注意事項》

- 1 主治医（かかりつけの医師）に、認定（新規・更新・変更・介護）申請を行ったことを伝えください。認定に必要な「意見書」の作成のため、主治医より診察を受けるよう指示がある場合があります。
- 2 「医療保険被保険者証」をご持参ください。また、第2号被保険者の方は、主治医欄には「特定疾病の治療を受けている医師」についてご記入ください。
- 3 申請後に市の「訪問調査員」が、認定に必要な「訪問調査」を行います。自宅などを訪問し、心身の状況や日常生活の聞き取り調査を行います。いつお伺いしたらよいか、訪問調査員から「訪問日」「時間帯等」の連絡（打ち合わせ）の電話をおかけします。
- 4 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する「指定居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」が既に決まっているときは、「居宅サービス計画作成依頼届」を申請と同時に提出することができます。
- 5 交通事故などの第三者の行為によって保険給付を受けた場合には、市が第三者に対して損害賠償請求権を取得するため、給付発生原因が第三者の行為による傷病によるものか、次に掲げる方法により調査します。
  - (1) 「訪問調査票」の閲覧
  - (2) 「国民健康保険法施行規則第32条の6」及び「老人保健法施行規則第30条」に基づく届出書の閲覧

## 《変更申請にあたっての注意事項》

- 1 介護保険の要介護度は、介護の必要の度合を示すものであるため、必ずしも病状の重い方が、「要介護度が高い」とは限りません。

※例えば、意思疎通ができない寝たきりの方より、ある程度身体の状態がしっかりした方のほうが、声かけやりハビリテーションが必要となるため、介護の必要量が多くなるからです。

このため、心身の状況が悪化した場合でも、要介護度が変更にならない場合や、要介護度が低くなる場合があります。
- 2 変更になった要介護度は、申請日にさかのぼって適用されますので、介護サービス計画の作成を「指定居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」に依頼している場合は、事業者にご連絡ください。

なお、要介護度が変更になった場合、申請日の翌月から自己負担額が増えるときがありますので、ご注意ください。
- 3 有効期間満了の「60日以内」に「要介護・要支援認定変更申請」をされた方で、認定結果（要介護度）に変更がなかった場合、「要介護・要支援更新認定申請」を行ったものとみなします。